

2つくば教学第 731 号
令和 2 年 (2020 年) 10 月 8 日

つくば市学区審議会会長 様

つくば市教育委員会
教育長 森田 充



諮問書

つくば市学区審議会条例 (平成元年つくば市条例第 22 号) 第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問理由及び通学区域案を添えて諮問します。

記

諮問事案 1 (仮称) 研究学園小学校、研究学園中学校開校に伴う通学区域について
(諮問理由)

T X 沿線開発地区である葛城地区内に、令和 5 年 4 月に (仮称) 研究学園小学校、研究学園中学校が開校予定であり、学園の森義務教育学校の通学区域を分割し、新たに通学区域を設定する必要があるため

(通学区域案)

学校名	通学区域
(仮称) 研究学園小学校	研究学園一丁目 研究学園二丁目 研究学園三丁目 研究学園五丁目 (1 番地から 18 番地) 学園南一丁目 中東原新田面野井 (県道土浦坂東線エキスポ大通り北側)
(仮称) 研究学園中学校	(仮称) 研究学園小学校区

諮問事案2 (仮称) 香取台地区小学校開校に伴う通学区域について

(諮問理由)

TX沿線開発地区である島名・福田地区内に、令和5年4月に(仮称)香取台地区小学校が開校予定であり、島名小学校の通学区域を分割し、新たに通学区域を設定する必要があるため

(通学区域案)

学校名	通学区域
(仮称) 香取台地区小学校	島名(香取台、諏訪)、水堀

諮問事案3 (仮称) みどりの南小学校、みどりの南中学校開校に伴う通学区域について

(諮問理由)

TX沿線開発地区である萱丸地区内に、令和6年4月に(仮称)みどりの南小学校、みどりの南中学校が開校予定であり、みどりの学園義務教育学校の通学区域を分割し、新たに通学区域を設定する必要があるため

(通学区域案)

学校名	通学区域
(仮称) みどりの南小学校	中野 片田 西栗山 飯田 根崎 みどりの東 みどりの南 みどりの中央 51 番地以降
(仮称) みどりの南中学校	(仮称) みどりの南小学校区、谷田部南小学校区